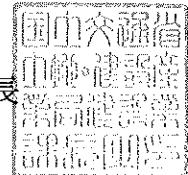


國土建第228号
平成23年12月27日

(社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の規定により建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識等について、今般、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとし、平成23年12月27日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第106号）が公布・施行されました。

改正の内容及び留意点は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 改正の内容

(1) 建設業者が建設工事の現場に掲げる標識について

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

(2) 淨化槽工事業者が営業所及び海化槽工事の現場に掲げる標識について

海化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、海化槽工事業者（海化槽法第33条第2項の規定により海化槽工事業者とみなされるものを含む。）が営業

所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

(3) 解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げる標識について

解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとした。

2. 留意点

1. (1)～(3)の標識については、公衆が見易いように掲げる必要があること。

なお、建設業法施行規則別記様式第28号に定める建設業者が営業所に掲げなければならない標識の大きさについては、従前のとおりである。

参考

建設業法施行規則等を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

改正案

卷一百一十五

地 墓 及 みの 許 可 署	
正 々 又 は 姓 名 附	
代 表 者 の 氏 名	
主 任 施 工 の 姓 名	姓 名 の 市 鎮
業 者 名	契 約 認 識 文 件 附 付
一 事 件 説 明 又 は 施 工 説 明 の 別	
許 可 を 受 け た 施 工 者	
許 可 番 号	國 土 政 府 大 陸 許 可 () 號
許 可 年 月 日	

1 「本会は技術者である」の附記は、建設省規則第2項の規定に該当する場合には、「本会は技術者である」を「建設技術者である」と記載すること。

2 「専門の知識」の附記は、建設省規則第3項の規定に該当する場合には、「専門の知識」と記載すること。

3 「販賣の名」の附記は、専門技術者又は監修技術者が法律第7条第2項の規定第2号に該当する場合に、販賣の名の附記を設けること。

4 「監修監査技術者」の附記は、監修監査技術者が法律第7条第2項の規定第2号に該当する場合には、監修監査技術者の販賣名を記載すること。

5 「監修監査技術者」の附記には、監修監査工場の販賣で行っている監修監査工場に該当する新規を記載すること。

6 「販賣の実績」について、販賣のものと記載すること。

○淨化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十一年建設省令第六号）

改 正 案

(傍線の部分は改正部分)

別記載表第1号(第1項開設)

別記載表第1号(第1項開設)

現 行

淨化槽工事業者登録表

淨化槽工事業者登録表

氏名又は名称	25センチメートル以上
代理者の氏名	25センチメートル以上
登録番号	25センチメートル以上
登録年月日	25センチメートル以上
登録地住所	25センチメートル以上
登録地住所の氏名	25センチメートル以上

但し、登録地住所の氏名は、登録所における場合にあっては登録所に記載される淨化槽技術士の氏名とし、淨化槽工事の実務に携わる場合にあっては当該実務に携わる淨化槽技術士の氏名とする。

別記載表第1号(第2項開設)

別記載表第1号(第2項開設)

淨化槽工事業者届出済票

淨化槽工事業者届出済票

氏名又は名称	25センチメートル以上
代理者の氏名	25センチメートル以上
登録番号	25センチメートル以上
登録年月日	25センチメートル以上
登録地住所	25センチメートル以上
登録地住所の氏名	25センチメートル以上

但し、登録地住所の氏名は、登録所における場合にあっては登録所に記載される淨化槽技術士の氏名とし、淨化槽工事の実務に携わる場合にあっては当該実務に携わる淨化槽技術士の氏名とする。

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上

解体工事業者登録票
商号、名称又は氏名
法人である場合の 代表者の氏名
登録番号
登録年月日
技術管理者の氏名

別記様式第7号（第8条関係）

40センチメートル以上

解体工事業者登録票
商号、名称又は氏名
法人である場合の 代表者の氏名
登録番号
登録年月日
技術管理者の氏名

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

参考

○国土交通省令第 号

建設業法（昭和二十四年法律第二百零二号）第四十条、淨化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十一条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 健志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中「0」を「5」に、「40cm」を「35cm」に改める。

4 2

（淨化槽工事業に係る塗装等に関する省令の一部改正）

第二条 淨化槽工事業に係る塗装等に関する省令（昭和六十年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

35 25
センチメートル
メートル

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に改める。

に改める。

（解体工事業に係る塗装等に関する省令の一部改正）

第三条 解体工事業に係る塗装等に関する省令（平成十三年国土交通省令第911号）の一部を次のように改める。

3 2
センチメートル
メートル

別記様式第七号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。